



長野県報

9月29日(木)
平成28年
(2016年)
第2812号

目次

規 則

- 長野県組織規則の一部を改正する規則（行政改革課）…………… 2
長野県景観規則の一部を改正する規則（都市・まちづくり課）…………… 2

告 示

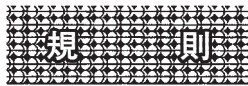
- 第五次国土利用計画（長野県計画）の策定（地域振興課）…………… 3
社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録（介護支援課）……………15
保安林の指定施業要件の変更予定（森林づくり推進課）……………15
長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の一部改正（建設政策課技術管理室）……………15
公共測量の実施（3件）（建設政策課）……………16
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除（砂防課）……………16
土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域の指定（2件）（砂防課）……………16

公 告

- 表彰規則に基づく表彰（人事課）……………17
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（2件）（県民協働課）……………17
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）……………17
県営土地改良事業の工事の完了（農地整備課）……………18
特定調達契約に係る一般競争入札（生活排水課）……………18
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催（生活安全企画課）……………19

訓 令

- 組織規則の規定に基づく係の設置に関する規程の一部改正（行政改革課）……………20
正誤（医療推進課医師確保対策室）……………20



長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年 9月29日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第43号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項を削る。

別表第10の長野県中野勤労者福祉センターの項を削る。

附則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

行政改革課

長野県景観規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年 9月29日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第44号

長野県景観規則の一部を改正する規則

長野県景観規則(平成4年長野県規則第41号)の一部を次のように改正する。

第7条第3号中「第11条第4項」を「第11条第5項」に改める。

第8条第1項第5号中「施設」の次に「(次号に掲げる工作物を除く。別表において同じ。)」を加え、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 太陽光発電施設(一団の土地又は水面に設置されるものであって、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。別表において同じ。)

第8条第2項中「第5号まで」を「第6号まで」に改め、同項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同項第5号中「前項第6号」を「前項第7号」に改め、同号を第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 前項第6号に掲げる工作物の建設等 当該工作物に係る太陽電池モジュールの築造面積の合計1,000平方メートル以下であるもの

別表中 「(6) この欄の(1)から(5)までに掲げる工作物以外の工作物」を 「(6) 太陽光発電施設 (7) この欄の(1)から(6)までに掲げる工作物以外の工作物」に、

(5) 第2欄の(6)に掲げる工作物の建設等	当該工作物の高さ5メートル以下であるもの	を
------------------------	----------------------	---

(5) 第2欄の(6)に掲げる工作物の建設等	当該工作物に係る太陽電池モジュールの築造面積の合計20平方メートル以下であるもの
(6) 第2欄の(7)に掲げる工作物の建設等	当該工作物の高さ5メートル以下であるもの

に、「(6) 土石」を

「(7) 土石」に、「(7)」を「(8)」に、「(8)」を「(9)」に改め、同表の備考中「(5)」を「(6)」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の長野県景観規則の規定は、平成29年1月1日以後に着手する太陽光発電施設(一団の土地又は水面に設置されるものであって、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。以下この項において同じ。)の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下この項において「建設等」という。)について適用し、同日前に着手する太陽光発電施設の建設等については、なお従前の例による。

都市・まちづくり課